

II 競技会承認申請

1. 国内有料競技会

1) 開催申請

関係規定・・・基本規定第 109 条 [開催の申請]

第 109 条 [開催の申請]

都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が、国内有料競技会(無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ)を開催(主催および後援)するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(1) 競技会開催の趣旨

(2) 次の諸項目を含む競技会要項

イ. 名称

ロ. 主催者とその住所地

ハ. 主管者とその住所地

ニ. 後援の具体的方法

ホ. 会期および会場

ヘ. 参加範囲

ト. 参加資格

チ. 競技の方法(勝ち抜きか、総当りか、競技時間、懲罰など)

リ. 表彰方法(商品およびその寄贈品なども含む)

ヌ. 参加料

ル. 経費区分

ヲ. 入場料

ワ. その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

< 注意事項および作成要領 >

競技会開催日の前々月の末日までに日本協会に申請書を提出してください。(書式 2)
都道府県サッカー協会、地域サッカー協会以外からの申請は受け付けません。(新聞社、テレビ局、代理店等からの申請は不可)

本協会が主催する競技会の都道府県大会(地域大会)は、申請不要です。(高校選手権大会予選等)

原則として、申請料(10,500円)は申請書と同時に送付してください。

振込みの際は、申請者名義(都道府県サッカー協会)をお願いします。また、振込み依頼書のコピーを申請書に添付してください。

基本規程 108 条により、本協会の承認を得ずに有料競技会を開催した団体は、処分の対象となりますのでご注意ください。

すでに承認を得た競技会開催について、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに本協会に届け出て承認を得てください。

Jリーグのプレシーズンマッチについては、Jリーグの規程に従ってください。

2) 開催許可

関係規程...基本規程 110 条

第 110 条[開催承認の条件]

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

参加チームは、全て本協会の加盟チームであること。

競技会は本協会の競技規則により行うこと。

参加選手は本協会の諸規定を遵守すること。

参加選手の傷害について考慮してあること。

本協会が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規定に従うこと。

審判への審判手当ては関係協会の指示に従うこと。

競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律・フェアプレー委員会が決定すること。

その他本協会が必要と認めた指示に従うこと。

本協会は、競技会承認後にその旨を通知します。

本協会の承認前に、競技会開催について発表を行ったり、入場券を販売しないでください。

3) 報告および納付金

関係規程...基本規程 115 条[報告義務]・116 条[協会納付金]

第 115 条[報告義務]

主催者および主管協会は、競技会終了後 1 ヶ月以内に、それぞれ次ぎの事項を本協会に報告しなければならない。

競技会の概況

公式記録となる競技記録

収支決算書

第 116 条[協会納付金]

本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の 3 パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。

本協会が主催、共同開催または後援する有料競技会においても、原則として本条第 1 項の所定額を納付しなければならない。

< 注意事項および作成要領 >

別紙の書式を参考に報告書を作成してください。(書式 4, 5)

大会プログラム等がある場合は添付してください。

第 116 条による納付金は下記の口座にお振込みください。

みずほ銀行渋谷支店

普通預金口座 No. 250085 (財)日本サッカー協会

4) その他不明な点は本協会事務局総務までお問い合わせください。

2. 国際競技会

関係規程…基本規程第 120 条 [国際競技会の開催の制限]

第 120 条 [国際競技会の開催の制限]

国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

⇒ この規定は FIFA(フィファ:国際サッカー連盟)が定める下記の条文を基に成り立っています。

基本規定第 53 条 4 項「加盟協会は、他の加盟協会の管轄内で当該協会の同意なしで試合を行なえない」

基本規定準拠に係わる規約第 9 条 1 項並びに 2 項「異なる協会に所属するチーム同士のインタークラブ及びインターリーグ戦は、関係する協会の正式な承認を受けなければ、行なうことができない。協会はその協会規約の中に、クラブはいつまでに協会の承認を受けなければならないか、また、このルールを違反した場合の罰則を規定する条項をつくらなければならない」、「協会はその管轄内で運営されプレーされるとわかっている全ての試合について、また、その管轄内で行なわれるが、許可が求められていなかったり、与えられなかったりする試合について、関係する先方の協会に通知する」

つまり、その国に於けるサッカーを統括する協会は、カテゴリーの如何に拘わらず、全ての国際試合に対して責任を持ち、尚且つ来日海外チームが所属する協会への通知義務を負っています。

更には協会の許可なく国際試合を挙行了た場合は、処罰の対象となります。

関係規程・・・基本規程 121 条 [本協会以外の遠征団体による国際競技会]

第 121 条 [本協会以外の団体による国際競技会]

本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。

前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会または、地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。

本協会が国際サッカー連盟(FIFA)、大陸連盟等の依頼に基づきその主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行なう。

この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

⇒ 本協会が国際試合を承認するということは、トラブルが発生した場合の責任の所在を明確にするためであり、各都道府県協会に於いても、登録チームが開催する国際試合の把握に努めて下さい。

< 注意事項及び作成要領 >

競技会開催時の前々月末前までに日本協会に提出してください。(書式2)

有料試合は申請が必要です。無料試合でも、観客を集める場合は申請が必要となります。また、練習試合につきましては、上記規程により基本的に申請は必要ですが、例外的に申請不要となる場合(例:通常プレーしていないシニアのチーム、来日後急遽アレンジされ、積極的な集客活動を行わない試合など)もありますので、別紙練習試合の開催通知フォームにて、試合の実施が決定次第、本会へご連絡ください。申請の要・不要を検討し、追って回答致します。

主催者(都道府県サッカー協会、または地域協会)以外からの申請は受け付けません。

基本規程 109 条(前述)に定めた書類を添付してください。

原則として、申請料は申請書と同時に送付してください。

やむを得ずお振込みされる場合は、申請者名義(都道府県サッカー協会)とし、振込依頼書のコピーを申請書に同封してください。

有料試合	52,500 円
無料試合	5,250 円

同一チームが複数の都道府県サッカー協会をまたがって実施する場合は、全ての都道府県サッカー協会からの申請が必要となります。ついては、試合実施が決定次第、他の都道府県での試合の有無をご確認され、申請料については、当該都道府県サッカー協会で分割し、お支払い下さい。

基本規程第 108 条により、本協会の承認を得ずに国際競技会を実施した場合は、罰金等の処分の対象となりますので、ご注意ください。

Jリーグのプレシーズンマッチについては、Jリーグの規定に従ってください。

本協会は、国際試合承認後に招聘チームの所属する国の協会にその旨を通知致します。

すでに承認を得た競技会開催について、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに本協会に届け出て承認を受けてください。

競技会終了後の報告は、国内有料競技会と同様をお願いします。

その他不明な点は、本協会事務局総務部までお問い合わせください。(TEL:03-3476-2011)

3. 名義使用[名義主催/名義後援 他]

<注意事項および作成要領>

競技会開催の前々月の末日までに日本協会に申請してください。(書式2)

名義使用の承認の可否は理事会が決定します。本協会が名義使用を許可する条件は以下の通りです。

- . 申請者は都道府県協会、地域協会、または各種連名であり、それぞれが主体性をもって開催する競技会であること。
 - . 競技会の名称に「全日本」または「全国」が入っていないこと。
 - . プログラム等を印刷する場合は、それに要する日数も考慮して申請をしてください。
- (注)許可文書を受領するまでは、名義主催、名義後援等をプログラム等に印刷しないでください。
- . 名義主催、名義後援は許可文書に明記された大会に限られてきますので、引き続き名義を使用する場合は、毎回その都度申請をしておこなってください。
 - . すでに承認を得た競技会開催に際して、申請事項に変更が生じた場合は速やかに本協会に届け出て承認を受けてください。(書式3)
 - . 競技会終了は1ヶ月以内に方向所を提出してください。
 - . 本協会が名義主催となる有料競技会においても、基本規程第116条の規定により所定額をお支払いください。
 - . 名義主催の他に、本協会会長名の賞状の交付を受けるときは、賞状に記載する文案を添えて、別途申請してください。
- なお、賞状用紙への墨書きは申請者側でお願いします。
- . その他不明な点は、本協会事務局総務部までお問い合わせください。

以上